

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額以下とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） その年度の1月1日における次に掲げる数に、それぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 災害時要援護者（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）第2条第7号に規定する災害時要援護者をいう。以下同じ。）のうち、<u>災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているもの</u>の数 <u>120円</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p><u>（平成23年度の交付金の額の特例）</u></p> <p><u>3 平成23年度の対象事業に対して交付する本交付金に係る第3条第1項第2号の額は、同号に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額を合算した額を加えた額とする。この場合において、第2号の割合は、別に定めるところにより知事が調査するものとする。</u></p>	<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） その年度の1月1日における次に掲げる数に、それぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 災害時要援護者（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）第2条第7号に規定する災害時要援護者をいう。以下同じ。）の数 <u>60円</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p>

(1) 当該市町村の感震ブレーカー設置世帯数(一定以上の地震動を感知した場合に電気回路を自動的に遮断する装置を平成24年1月1日に居宅に設置している世帯の数をいう。以下同じ。)を県内の全ての市町村における感震ブレーカー設置世帯数の合計数で除して得た割合を、150万円に乘以て得た額

(2) 当該市町村における消防法(昭和23年法律第186号)第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器を居宅に設置している世帯の割合が次に掲げる区分のいずれかに該当する場合にあっては、当該区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 50パーセント以上70パーセント未満 20万円
- イ 70パーセント以上 40万円

(3) 当該市町村で平成24年1月1日に避難勧告等の基準(市町村長が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定による勧告及び指示を行うための基準であって、知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。)が策定されている災害の項目(次に掲げるものに限る。以下同じ。)の数を当該市町村が被災するおそれのある災害の項目の数で除して得た割合を、20万円に乘以て得た額

- ア 水害
- イ 土砂災害
- ウ 高潮災害
- エ 津波災害

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 略
- 2 交付金算定基準

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 略
- 2 交付金算定基準

項 目		数 値
略		
自主防災組織に加入している世帯数		
災害時要援護者のうち、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されているものの数		
感震ブレーカー設置世帯数		
住宅用防災機器を居宅に設置している世帯の割合		
避難勧告等の基準	被災するおそれのある災害の項目の数	
	当該基準が策定されている災害の項目の数	

項 目		数 値
略		
自主防災組織	組織数	
	加入世帯数	
災害時要援護者	登録者数	
	支援プラン（個別計画）策定者数	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。